

人権と共生社会

基本的人権

基本的人権 平等権・自由権・社会権・人権を確保するための権利

憲法第13条

すべて国民は、個人として尊重される。生日、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

憲法第14条

すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分または門地により、政治的、経済的または社会的関係において、差別されない。

子どもの権利条約 1989年 子どものさまざまな権利について定める条約

平等権 平等に生きる権利

個人の尊重と法の下での平等

両性の本質的平等

ノーマライゼーション

バリアフリー

ユニバーサル・デザイン

共生社会

男女雇用機会均等法（1985年）

男女共同参画社会基本法（1999年）

全ての人が区別されない社会という考え

身体的、精神的、社会的障壁を取り除こうという考え

多くの人が利用できる施設や製品に取り入れたデザイン

お互いを尊重し、ともに助け合う社会

自由権 自由に生きる権利

身体的自由

精神の自由

経済活動の自由

奴隷的拘束・苦役からの自由 など

思想・良心・信教・学問の自由

居住・移転・職業選択の自由

財産権の保障

社会権 人間らしく生きる権利

生存権

勤労の権利

教育を受ける権利

労働基本権

健康で文化的な最低限度の生活を営む権利

団結権

団体交渉権

団体行動権

選挙権（投票する）と被選挙権（立候補する）

最高裁判所裁判官の国民審査権

住民投票権

憲法改正の国民投票権

請願権

裁判を受ける権利

国家賠償請求権

刑事補償請求権

労働組合をつくる権利

労働条件改善を求め使用者と交渉する権利

交渉実現のためにストライキなどをする権利

国や地方公共団体に要望する権利

公務員による損害に賠償を求める権利

無罪判決を受けたとき補償を求める権利

人権を 参政権

確保する

ための

権利

請求権

国民の義務

子どもに普通教育を受けさせる義務

勤労の義務

納税の義務

13条14条は

暗唱

セクシャルハラスメント

性的な嫌がらせ

貧富の差が拡大した

ために生まれた

外国人にはまだ

選挙権はない

普通教育は

保護者は義務

子どもは権利

勤労も義務であり権利